一　保安林の所在場所　岐阜県岐阜市大字三田洞字徳寿ケ洞一五〇の一、一五一の一、一五二、一五三、一五五の一、一五五の二、字古堂一七八から一八一まで、字日向平一八五、一八六、一八七の一から一八七の三まで、一八八の一、一九一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百六十八号

法人土地・建物基本調査規則（平成十年総理府令第三十二号）の規定による法人土地・建物基本調査を実施するため、同令第四条、第八条第二項及び第十一条第二項の規定に基づき、平成三十年法人土地・建物基本調査を行う年及び期日等を定める告示を次のように定める。

平成三十年五月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

平成三十年法人土地・建物基本調査規則（以下「規則」という。）第四条の告示で定める年及び期日等を定める告示

（調査の年及び期日）

第一条　法人土地・建物基本調査を行う年及び期日は、平成三十年一月一日とする。

（調査の期間）

第二条　規則第八条第二項の告示で定める期間は、平成三十年七月一日から平成三十年九月十五日までとする。

（調査票等の提出期限）

第三条　規則第十一条第二項の告示で定める期限は、平成三十一年一月三十一日とする。

○国土交通省告示第六百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成三十年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上千丈沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県松本市安曇上高地内二等三角点霞沢岳を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十年建設省告示第六百八十一号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から三二五度二二分三九秒　二〇三二・七七二メートルの地点　一号

標柱一号から一五三度〇〇分一八秒　三六〇・四一九メートルの地点　二号

標柱二号から二二三度五一分〇一秒　一一七・八一〇メートルの地点　三号

標柱三号から二八三度四九分一四秒　三八・七六八メートルの地点　四号

標柱四号から三一六度二〇分〇〇秒　二八二・五四三メートルの地点　五号

標柱五号から二七度五七分〇六秒　二一・九五七メートルの地点　六号

標柱六号から四二度四八分一六秒　七四・三四二メートルの地点　七号

○国土交通省告示第六百七十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

跡津川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十七年建設省告示第千二百二十三号及び平成十三年国土交通省告示第八十九号で指定した土地の区域を除く。）

岐阜県飛騨市神岡町跡津川

字コバ　一号

字大伏平　五七六番　一号

五二八番二六　二号

五二八番二　三号

五五五番　四号

五五二番　五号

五三六番　六号

五四七番　七号

五四〇番一　九号

五四一番　十号

五三四番二　十一号

八三二番　八号

八二五番　十二号

八二三番　十六号

八一九番一四　十七号

六六八番　十三号

八二八番二　十四号

六七七番　十五号

六九〇番一　十八号

字北下川原

字中平

字下上田

字大谷平

字下川原平

字漆ヶ島

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十九号から三十七号までを順次結んだ線及び標柱十九号と三十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十七年建設省告示第千二百二十三号、平成二年建設省告示第千百九十号及び平成十三年国土交通省告示第八十九号で指定した土地の区域を除く。）

岐阜県飛騨市神岡町跡津川

字折戸平　二〇三番九　十九号

二〇三番一　二十一号及び二十二号

字中山平　一〇一番一　二十号

字下折付　七四番　二十三号

字折付元　六四番一六　二十四号

六四番一一　二十五号

六四番九　二十六号

字片せんのう　八七番　二十七号

九一番一　二十八号から三十三号まで

字大滝平　九六番一　三十四号

九六番八〇　三十五号

九六番五一　三十六号

九六番五三　三十七号

○国土交通省告示第六百七十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成三十年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　跡津川

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十三年国土交通省告示第九十号で指定した土地の区域を除く。）

岐阜県飛騨市神岡町跡津川

字コバ　一号

字大伏平　五七六番　二号

五二八番二六　三号

五二八番二　四号

五五五番　五号

五三六番　六号

五四七番　七号

五四〇番一　九号

五四一番　十号

五三四番二　十一号

八三二番　八号

八二五番　十二号

八二三番　十六号

八一九番一四　十七号

六六八番　十三号

八二八番二　十四号

六七七番　十五号

六九〇番一　十八号

字北下川原

字中平

字下上田

字大谷平

字下川原平

字漆ヶ島

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十九号から三十七号までを順次結んだ線及び標柱十九号と三十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二年建設省告示第千百九十一号及び平成十三年国土交通省告示第九十号で指定した土地の区域を除く。）

岐阜県飛騨市神岡町跡津川

字折戸平　二〇三番九　十九号

二〇三番一　二十一号及び二十二号

字中山平　一〇一番一　二十号

字下折付　七四番　二十三号

字折付元　六四番一六　二十四号

六四番一一　二十五号

六四番九　二十六号

八七番　二十七号

九一番一　二十八号から三十三号まで

字大滝平　九六番一　三十四号

九六番八〇　三十五号

九六番五一　三十六号

九六番五三　三十七号